

**会社は逃げの一手！  
もはや結果は明らかだ！！  
我々は「年休権共同本人訴訟」  
の勝利を宣言する！！**

1月20日、年休権共同本人訴訟（通称「2・1・2」裁判と呼びます。）の第2回口頭弁論が開催されました。「2・1・2」裁判は、昨年11月6日と本年1月20日の2回目でしたが、会社は答弁書・準備書面で原告（今田、山本、浦谷）側の主張に答えられず、逃げの一手で対応してきています。したがって、「2・1・2」裁判はまだ2回目開催と始まったばかりですが、もはや裁判結果は明らかとなりました。

**我々東海労は、この「2・1・2」裁判が勝利することを高らかに宣言します！！**

何故、「2・1・2」裁判が勝利すると宣言できるかは、今後、会社側の主張等を具体的に「NEWS 212」で明らかにして行きます。期待して下さい。なお、次回、「2・1・2」裁判は以下の通りです。

3月25日（水） 16時～ 大阪地裁 809号法廷

**東海労組合員のみならず、全乗務員の皆さん！！**

この間の東海労の闘い（年休裁判、一方的休日出勤反対の闘い、「2・1・2」裁判等）で、年休取得の大幅改善、予備担当月の勤務指定の発表等、着々と東海労の要求が実現してきています！！

**東海労は、この「2・1・2」裁判を通じ、会社が頑なに強要する一方的休日出勤指定を止めさせることを必ず実現します！！**